

危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 23 の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

平成25年 4 月 9 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名（所在地）	実施期日
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西 1-11-2）	平成 25 年 6 月 13 日
佐渡市	アミューズメント佐渡 （佐渡市中原234-1）	平成 25 年 6 月 18 日
糸魚川市	糸魚川建設会館 （糸魚川市南押上 3-3-36）	平成 25 年 6 月 21 日
長岡市	長岡新産管理センター （長岡市新産 2-1-4）	平成 25 年 6 月 24 日
上越市	上越人材ハイスクール （上越市高土町 3-1-15）	平成 25 年 6 月 26 日 平成 25 年 6 月 27 日
新発田市	新発田市生涯学習センター （新発田市中央町 5-8-47）	平成 25 年 7 月 2 日
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西 1-11-2）	平成 25 年 7 月 4 日
十日町市	十日町地域地場産業振興センター（クロス 10） （十日町市本町 6）	平成 25 年 7 月 11 日
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西 1-11-2）	平成 25 年 7 月 18 日
三条市	燕三条地場産業振興センター（メッセピア） （三条市須頃 1-17）	平成 25 年 7 月 23 日
村上市	村上市民ふれあいセンター （村上市岩船 3270）	平成 25 年 8 月 26 日
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西 1-11-2）	平成 25 年 8 月 29 日
長岡市	長岡新産管理センター （長岡市新産 2-1-4）	平成 25 年 9 月 3 日
南魚沼市	サンライズ南魚沼 （南魚沼市坂戸 399-1）	平成 25 年 9 月 5 日
上越市	上越人材ハイスクール （上越市高土町 3-1-15）	平成 25 年 9 月 9 日 平成 25 年 9 月 10 日
糸魚川市	糸魚川建設会館 （糸魚川市南押上 3-3-36）	平成 25 年 9 月 12 日
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西 1-11-2）	平成 25 年 10 月 2 日
柏崎市	柏崎エネルギーホール （柏崎市駅前 2-2-30）	平成 25 年 10 月 23 日
上越市	上越人材ハイスクール （上越市高土町 3-1-15）	平成 25 年 10 月 28 日

小千谷市	小千谷市総合福祉センター（サンラックおぢや） （小千谷市大字桜町 5140）	平成 25 年 10 月 29 日
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鏡西 1-11-2）	平成 25 年 11 月 5 日
新発田市	新発田市生涯学習センター （新発田市中央町 5-8-47）	平成 25 年 11 月 7 日
三条市	燕三条地場産業振興センター（メッセピア） （三条市須頃 1-17）	平成 25 年 11 月 14 日
長岡市	長岡新産管理センター （長岡市新産 2-1-4）	平成 25 年 11 月 19 日
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鏡西 1-11-2）	平成 26 年 2 月 12 日 平成 26 年 2 月 13 日

2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、午前 9 時から
午後の講習の場合は、午後 1 時から

講習時間 午前の講習の場合は、午前 9 時 30 分から午前 12 時 30 分まで
午後の講習の場合は、午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が 6 月 13 日のときは、平成 25 年 5 月 9 日から 23 日まで
- (2) 講習期日が 6 月 18 日のときは、平成 25 年 5 月 14 日から 28 日まで
- (3) 講習期日が 6 月 21 日のときは、平成 25 年 5 月 17 日から 31 日まで
- (4) 講習期日が 6 月 24 日のときは、平成 25 年 5 月 20 日から 6 月 3 日まで
- (5) 講習期日が 6 月 26 日、27 日のときは、平成 25 年 5 月 23 日から 6 月 6 日まで
- (6) 講習期日が 7 月 2 日のときは、平成 25 年 5 月 28 日から 6 月 11 日まで
- (7) 講習期日が 7 月 4 日のときは、平成 25 年 5 月 30 日から 6 月 13 日まで
- (8) 講習期日が 7 月 11 日のときは、平成 25 年 6 月 6 日から 20 日まで
- (9) 講習期日が 7 月 18 日のときは、平成 25 年 6 月 13 日から 27 日まで
- (10) 講習期日が 7 月 23 日のときは、平成 25 年 6 月 18 日から 7 月 2 日まで
- (11) 講習期日が 8 月 26 日のときは、平成 25 年 7 月 22 日から 8 月 5 日まで
- (12) 講習期日が 8 月 29 日のときは、平成 25 年 7 月 25 日から 8 月 8 日まで
- (13) 講習期日が 9 月 3 日のときは、平成 25 年 7 月 30 日から 8 月 16 日まで
- (14) 講習期日が 9 月 5 日のときは、平成 25 年 8 月 1 日から 16 日まで
- (15) 講習期日が 9 月 9 日、10 日のときは、平成 25 年 8 月 6 日から 20 日まで
- (16) 講習期日が 9 月 12 日のときは、平成 25 年 8 月 8 日から 22 日まで
- (17) 講習期日が 10 月 2 日のときは、平成 25 年 8 月 28 日から 9 月 11 日まで
- (18) 講習期日が 10 月 23 日のときは、平成 25 年 9 月 18 日から 10 月 2 日まで
- (19) 講習期日が 10 月 28 日のときは、平成 25 年 9 月 23 日から 10 月 7 日まで
- (20) 講習期日が 10 月 29 日のときは、平成 25 年 9 月 24 日から 10 月 8 日まで
- (21) 講習期日が 11 月 5 日のときは、平成 25 年 10 月 1 日から 15 日まで
- (22) 講習期日が 11 月 7 日のときは、平成 25 年 10 月 3 日から 17 日まで
- (23) 講習期日が 11 月 14 日のときは、平成 25 年 10 月 10 日から 24 日まで
- (24) 講習期日が 11 月 19 日のときは、平成 25 年 10 月 15 日から 29 日まで
- (25) 講習期日が平成 26 年 2 月 12 日、13 日のときは、平成 26 年 1 月 9 日から 23 日まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町 15 番地 2 新潟県公社総合ビル内
郵便番号 950-0965 電話番号 025-285-3490
公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700 円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は免状を持参し、受付時に提出すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部（署）並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部（署）並びに新潟県防災局消防課へ行うこと。